

七 衛生設備の完全を計る事
 七 比自働手きは週同制とし一日も支給すること
 八 年二回定期昇給すること
 八 年二回定期昇給すること

十二日 晩春日 寺西 録之組合連三名工場を二回
 回し工場主と會見し大の必要領を得ず何別か
 れるう工場側は幾分譲歩し解決せしむる言白
 あり此解之例は必要全高の母費徹を計り強硬の
 従心度あり十三日午後一時 深長山田 副課
 長 木島の二人は工場側を代表として職工層の極
 める協の目的にて別 要件条件とは別個に従事

時同三十分 單縮 (一) 一月日皆勤ニハリ制を 年月皆
 勤百分支給の二案もも揚之 用東印刷工組合
 を二回自協しと知りつ、ちり 會社工場五例として
 は可及的讓歩ありし一も早やく解決をせしと馬鹿
 して、ある此解之例者之は絶体へ復解を許す事
 と模範あり

大正十三年一月十三日 午後三時 五時五分

(印)